

(災害対策特別委員会)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一二二号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を延長するとともに、地震防災対策の充実強化のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県防災会議等は、都道府県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとする。また、当該目標が定められているときは、地震防災緊急事業五箇年計画は、当該目標に即したものでなければならぬものとする。

二、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成二十三年三月三十一日まで五年間延長するとともに、同措置に公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加する。

三、都道府県及び市町村は、想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波による浸水範囲等について、また、これに加えて市町村は、地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、印刷物

の配布等により、住民に周知させるように努めなければならない。

四、この法律は、一部を除き公布の日から施行する。